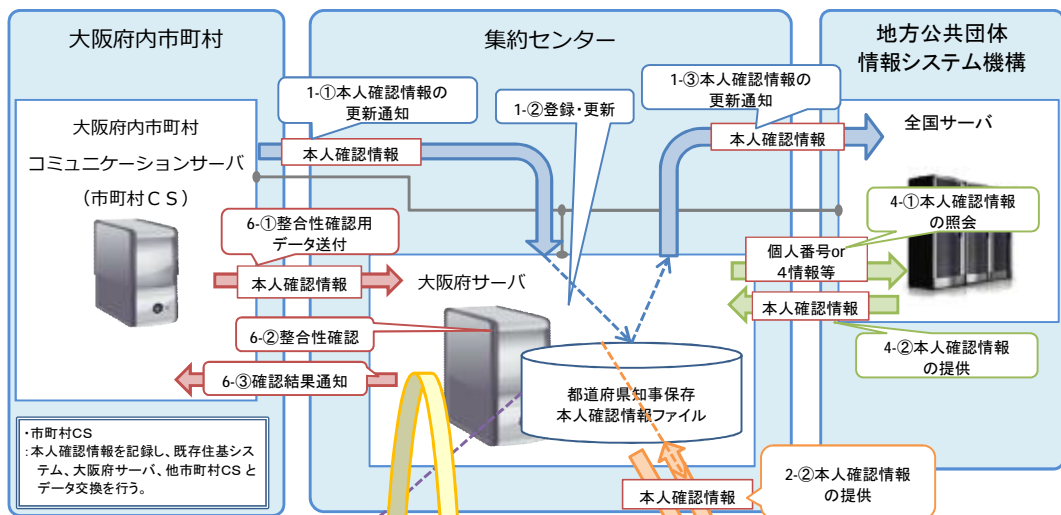


「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務」の評価書内容の範囲イメージ図

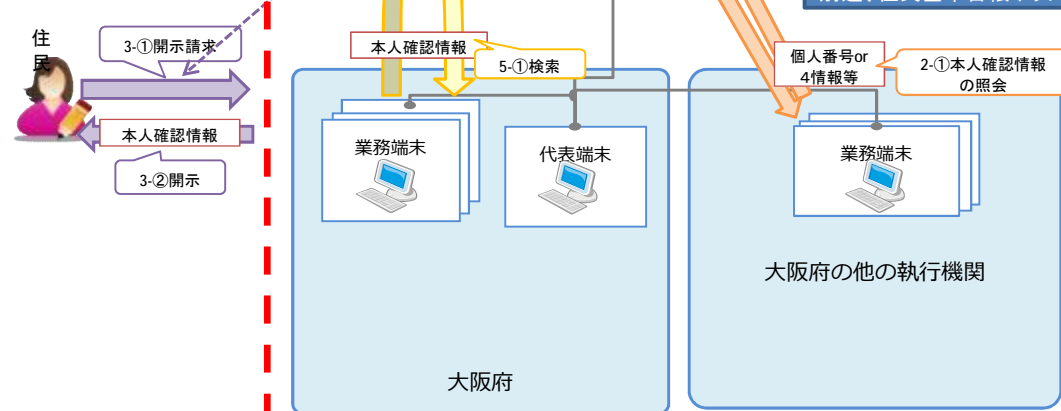
「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務」の全項目評価書において評価する。



本評価書においては、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に係る評価書であり、以下の事務について評価をしています。

1. 府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知
(1-①、1-②、1-③)
2. 大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供
(2-①)
3. 住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
(3-①、3-②)
4. 大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が千穂う公共団体情報システム機構に行う本人確認情報照会要求の仲介
(4-①、4-②の仲介)
5. 大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示
(5-①検索に対する表示)
6. 本人確認情報の整合性確認
(6-①、6-②、6-③)

別途、住民基本台帳ネットワークシステム利用事務(府税の賦課徴収関係事務)の全項目評価書において評価する。



各業務端末を使用した本人確認情報の照会、市町村課業務端末を使用した本人確認情報の一括提供における特定個人情報(本人確認情報)の利用・保管・消去方法やそれらに係るリスク対策等の措置については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する各事務(例:府税の賦課徴収関係事務に係る全項目評価書等)の評価書において記載することとしています。

なお、住民基本台帳ネットワークシステム利用課においては、システムの利用の際は

- 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領
- 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用細則
- 大阪府本人確認情報利用手続要領
- 各業務端末設置課において定める住民基本台帳ネットワークシステム利用要領に基づき、システムを利用しています。